

技術提案書の提出者を選定するための評価基準

評価項目	評価の着目点			評価 ウェイト
	判断基準			
参加表明者の 経験及び能力 【40点】	専門 技術力	成果の確実性	過去の業務の実績 同種業務の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績が4件以上 ②同種業務の実績が3件 ③同種業務の実績が2件 ※同種業務は、鳥 栖 市 内 水 浸 水 想 定 区 域 図 作 成 及 び 3 D 都 市 モ デ ル 整 備 業 務 に 係 る プ ロ ポ ー ザ ル 実 施 要 領 3 (1) ク と 同 じ。 なお、上記に該当しない場合は選定しない(資格要件を満たさない)	16
			過去2年間の業務での下水道部門または、建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）業務の表彰実績 令和4年度以降に完了した下水道部門または、建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）業務での表彰実績について下記の順位で評価する。 ①同種業務で1件以上表彰実績有り ②同種業務以外で1件以上の表彰実績有り なお、上記に該当する場合は評価する。	20
	技術部門登録	下水道部門の建設コンサルタントに登録、且つ測量法第55条の5第1項の規定により、測量業者としての登録	下水道部門の建設コンサルタント登録、且つ測量法第55条の5第1項の規定により、測量業者としての登録がある機関 なお、上記に該当しない場合は選定しない(資格要件を満たさない)	4
小 計				40
予定管理技術者の経験及び能力【36点】	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容 下記の順位で評価する。 ① 技術士（総合技術監理部門：下水道）、（上下水道部門：下水道）、（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）のすべてを有する ② 技術士（総合技術監理部門：下水道）、（上下水道部門：下水道）、（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）のいずれかを有する なお、いずれかを有しない場合は選定しない。（資格要件を満たさない。）	8
	専門 技術力	業務執行 技術力	過去8年間の業務の実績 平成29年度以降に完了した同種業務の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績が2件以上 ②同種業務の実績が1件 ※同種業務は、鳥 栖 市 内 水 浸 水 想 定 区 域 図 作 成 及 び 3 D 都 市 モ デ ル 整 備 業 務 に 係 る プ ロ ポ ー ザ ル 実 施 要 領 3 (2) イ と 同 じ。 なお、上記に該当しない場合は選定しない(資格要件を満たさない)	8
			令和2年度以降に完了した業務での下水道部門または、建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）業務の表彰実績 令和2年度以降に完了した下水道部門または、建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）業務での表彰実績について下記の順位で評価する。 ①同種業務で1件以上表彰実績有り ②同種業務以外で1件以上の表彰実績有り ※同種業務は、鳥 栖 市 内 水 浸 水 想 定 区 域 図 作 成 及 び 3 D 都 市 モ デ ル 整 備 業 務 に 係 る プ ロ ポ ー ザ ル 実 施 要 領 3 (2) イ と 同 じ。 なお、上記に該当する場合は評価する。	12
	手持ち業務	手持ち業務	手持ち業務金額及び件数（特定後未契約のものを含む） 手持ち業務の件数が10件未満（手持ち業務の契約金額は、1件 500万円以上とする） なお、上記に該当する場合は評価する。	2
	情報 収集力	地域精通度	過去10年間の鳥栖市内での業務実績の有無 平成27年度以降に完了した業務実績を下記の順位で評価する。 ①鳥栖市内における業務実績あり ②佐賀県内における業務実績あり なお、上記に該当する場合は評価する。 ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。	6
小 計				36
予定照査技術者の経験及び能力【12点】	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容 次に掲げる資格のいずれかを有する者であること。 空間情報総括監理技術者、地理情報標準認定資格（上級）、技術士（建設部門：都市及び地方計画） なお、いずれかを有しない場合は選定しない。（資格要件を満たさない。）	4
	専門 技術力	業務執行 技術力	過去3年間の業務の実績 令和4年度以降に完了した同種業務の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績が2件以上 ②同種業務の実績が1件 ※同種業務は、鳥 栖 市 内 水 浸 水 想 定 区 域 図 作 成 及 び 3 D 都 市 モ デ ル 整 備 業 務 に 係 る プ ロ ポ ー ザ ル 実 施 要 領 3 (3) イ と 同 じ。 なお、上記に該当しない場合は選定しない(資格要件を満たさない)	8
小 計				12
予定担当技術者の経験及び能力【12点】	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容 下記の順位で評価する。 ①技術士（総合技術監理部門：下水道）、（上下水道部門：下水道）、（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）のすべてを有する ②技術士（総合技術監理部門：下水道）、（上下水道部門：下水道）、（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）のいずれかを有する なお、いずれかを有しない場合は選定しない。（資格要件を満たさない。）	4
	専門 技術力	業務執行 技術力	過去8年間の業務の実績 平成29年度以降に完了した同種業務の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績が2件以上 ②同種業務の実績が1件 ※同種業務は、鳥 栖 市 内 水 浸 水 想 定 区 域 図 作 成 及 び 3 D 都 市 モ デ ル 整 備 業 務 に 係 る プ ロ ポ ー ザ ル 実 施 要 領 3 (4) イ と 同 じ。 なお、上記に該当しない場合は選定しない(資格要件を満たさない)	8
小 計				12
小 計 合 計				100